

平成 19 年度 協働パイロット事業の概要

H19.4.17 静岡市市民生活課

1 目的	市民活動との協働を進めるために、その先行事例としてパイロット事業を募集する。
2 事業実施期間	平成 19 年 7 月中旬～12 月末（募集期間：5 月 7 日～5 月 31 日）
3 内容	<p>次の各号を満たす事業を <u>2 事業</u>、募集する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 分野を問わず、社会的課題の解決のための事業。 ・ 静岡市市民活動の促進に関する条例第 6 条に規定する協働事業の促進のためのパイロット事業となり得る事業。 ・ 委託金額が 50 万円以内（消費税込）の事業。 <p>当該団体が既に実施している事業は対象になりません。</p>
4 募集团体数	2 団体（1 事業につき、税込み 50 万円以内）
5 評価の視点	<p>事業の目的や内容が広く市民に理解されると認められる企画提案であって、次のような視点により高い評価を受けた企画提案を行った団体を選定するものとする。</p> <p>市民ニーズや社会的課題の解決に資する事業</p> <p>協働にふさわしい事業</p> <p>先駆性、創造性が認められる事業</p> <p>実行性が認められる事業</p> <p>予算の見積もりが適正な事業</p> <p>その他、市民活動の特性を生かせる事業</p>
6 事業額	総額 1,000,000 円
7 委託方法	公開プロポーザル方式
8 委託の対象	静岡市内に事務所のある団体で特定非営利活動法人及び市民活動を行なっている非営利の団体。法人格の有無は問わないが、10 名以上で構成し、団体規約等を備え、事業や経理を適正に行なうことができる等の条件を満たす団体とする。
9 協働パイロット事業審査委員会	<p>選考：協働パイロット事業審査委員会</p> <p>審査委員会は学識経験者等の民間委員及び行政担当者合わせて 4 名程度で構成</p>

静岡市市民活動の促進に関する条例（平成 19 年静岡市条例第 13 号）

第 6 条 市民及び市は、市民活動のより効果的な促進を図るため、それぞれ自らの果たすべき役割及び責務を自覚して、自主性を相互に尊重しながら、協力し合い、又は補完し合って行う事業（以下「協働事業」という。）の創出に努めなければならない。

問合せ：市民生活課総務担当（市役所 15F / TEL 054-221-1265）まで。